

徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、徳島市の健康づくり計画及び自殺対策計画を策定するための庁内組織として、徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理及びその他健康づくり、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉部健康長寿課内において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別掲（第3条関係）

徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会

企画政策部、総務部、財政部、市民文化部、環境部、子ども未来部、経済部、都市建設部、危機管理局、会計管理者、消防局、教育委員会、上下水道局、交通局、病院局

徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会名簿

| | 所属・職名 | 氏名 |
|----|-------------------------------|--------|
| 1 | 健康福祉部長（会長） | 竹原 義典 |
| 2 | 健康福祉部副部長兼健康福祉政策課長（副会長） | 八幡 建志 |
| 3 | 健康福祉部副部長兼福祉事務所長兼生活福祉第一課長（副会長） | 大久保 達人 |
| 4 | 企画政策部副部長 | 上田 誠吾 |
| 5 | 総務部副部長兼コンプライアンス推進室長 | 森口 泰治 |
| 6 | 総務部副部長兼総務課長 | 青木 啓二 |
| 7 | 財政部副部長兼財政課長 | 青木 英樹 |
| 8 | 税務事務所長兼市民税課長 | 服部 弘典 |
| 9 | 市民文化部副部長兼人権推進課長 | 田村 茂生 |
| 10 | 環境部副部長兼環境政策課長 | 吉田 高志 |
| 11 | 子ども未来部副部長兼子ども政策課長 | 三好 一文 |
| 12 | 経済部副部長兼経済政策課長 | 勝浦 里美 |
| 13 | 経済部副部長兼農林水産課長 | 谷口 出穂 |
| 14 | 都市建設部副部長兼都市建設政策課長 | 久米 健仁 |
| 15 | 都市建設部副部長兼河川水路課長 | 栗飯原 史朗 |
| 16 | 危機管理局次長兼防災対策課長（消防局併任） | 吉田 浩章 |
| 17 | 会計管理者兼会計課長 | 建島 美穂 |
| 18 | 消防局次長 | 柳澤 延昭 |
| 19 | 消防局次長兼東消防署長 | 松本 弘之 |
| 20 | 上下水道局次長 | 森 憲二 |
| 21 | 交通局次長兼総務課長（経済部付参事併任） | 日下 正和 |
| 22 | 病院局次長兼市民病院事務部事務長 | 高島 浩規 |
| 23 | 教育次長 | 田村 康治 |
| 24 | 教育次長 | 伊東 晶之 |